

連合 2009年 春季生活闘争方針

1. 基本方針のスタンス

(1) 春季生活闘争をめぐる環境は日増しに厳しさを増している。

- ・日本は、米国の金融危機の影響が限定的といわれているが、実体経済への影響が出始め、更なる深刻化が懸念される。
- ・2007年度の全産業の経常利益は、5年続いた増益から1.6%の減益となったが、製造業は6年連続で0.4%の増益となっている。
- ・これまでの好況下で得た収益を株主と内部留保へ配分してきた。

(2) 労働者生活は、物価上昇によって実質賃金が減少している。

- ・賃金は、2007年度は1997年度より6.4%も低下している。
- ・労働分配率も6年連続で低下している。
- ・企業に集積した所得を、家計部門へ適切に配分していくことが不可欠である。

(3) 物価上昇分を労働者に負担させるのは、消費が低迷する経済体質をさらに歪める。

- ・消費者物価（前年同月比・総合）は、原油価格をはじめとする輸入物価の高騰から、2008年9月は8月と同じ2.1%の上昇となった。
- ・2008年度の消費者物価の見通しは、原油や資源価格などが下落傾向にあることから、1%台半ばと想定される。

(4) 物価上昇に見合うべアに取り組み、実質賃金の維持・確保を行う。

- ・消費者物価上昇に見合った賃金引き上げを行い、自律的な経済発展へ転換を図っていくことが最大の景気対策となる。
- ・景気回復で、内外需バランスの取れた成長を達成し、雇用の安定と所得の増加で国民生活の不安を解消する。

2. 連合「賃金指標」の策定

(1) 連合は、産業・企業の賃金の水準、実態について相互比較ができる「賃金指標（高卒35歳標準労働者）」をベンチマークとして作る。これに基づき、産業・企業と比較した賃金の位置づけを明確化し、産業間格差の是正や中小組合の体系整備・格差是正等の取り組みを推進していく。

(2) 連合「賃金指標」にもとづき、各産別・単位組合はより「賃金の絶対水準を重視していく」取り組みをすすめる。

(3) 地方ブロック別にも「賃金指標」を提示し、地域ミニマム運動との連携をはかりながら、地域における水準の比較と引き上げに向けた運動を推進する。

(4) 賃金改善（賃金引き上げ）の情報開示について、社会的メカニズム機能をより発揮するため、各産別は賃上げ額とその賃金水準の明示・開示に責任を持つ。



3. 具体的な労働条件の要求と取り組み

(1) 中小・地場組合の賃金改善

① 賃金水準改善のための水準値

ア) 到達すべき（しているべき）水準値

年 齢	25歳	30歳	35歳	40歳
賃金水準	185,000円	210,000円	240,000円	265,000円
1年1歳間ピッチ	5,000円	6,000円	5,000円	

イ) 産別方針などを踏まえ、各単組における賃金分析結果に生活維持分（物価上昇分）を加え、あるべき賃金水準の目標を設定する。

② 賃金引き上げ要求目安

賃金カーブ維持分に加え、物価上昇をベースアップに含めた生活維持分の確保に重点を置いた要求目安とする。

三段積み上げ方式（賃金改善分を二段目および三段目とする）

ア) 賃金カーブの算定が可能な組合

1 段目 … 賃金カーブ維持分 — 単組賃金分析結果より算出

2 段目 … ベースアップ分 — 物価上昇見合い分

3 段目 … 格差是正分 — 産別方針、単組事情により設定する

イ) 賃金カーブの算定が困難な組合

9,000円以上とする。（賃金カーブ維持分4,500円を含む）

③ 18歳高卒初任給の参考目標値 … 164,000円

産別方針を踏まえ、初任給の決定に対し積極的に関与していく。

(2) パート労働者等の待遇改善

① 時間給の引き上げへの取り組み

ア) 絶対額1,000円程度

イ) 中期的に「連合リビングウェイジ都道府県別の水準」を上回るようにする。（大阪水準は、時間給870円以上）

ウ) 引き上げ額 30円程度（引き上げ額は定昇込みの金額とする）

② 均等・均衡待遇実現への取り組み

ア) パートタイム労働者の組織化と労働条件の均等・均衡待遇に向け、実情に応じて要求・要請項目を設定し推進する。

イ) ガイドラインの重点項目。

○ 昇給ルールの特明瞭化

○ 一時金の支給 … 労使や組織内において、企業業績は全ての従業員の貢献によるという確認

○ 正社員への転換ルールの特明瞭化 … 08年闘争からの継続

○ 通勤費・駐車料金 … 08年闘争からの継続に自動車通勤用に駐車料金を加味する

○ 慶弔休暇 … 08年闘争からの継続

4. 最低賃金の取り組み

(1) 企業内最低賃金の協定化と水準の引き上げ

(2) 法定最低賃金の大幅引き上げ

5. ワーク・ライフ・バランスの実現、労働時間短縮の取り組み

(1) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた労働時間の短縮

(2) 中期時短方針「最低到達目標」の達成に向けた取り組み

① 年間所定労働時間2000時間を上回る組合は、2000時間以下とする。

② 年次有給休暇の初年度付与日数を15日以上とし、併せて取得促進をはかる。

③ 時間外・休日労働等の割増率を法定割増率より上積みをはかる。

(3) 割増共闘の展開

割増率は、連合「中期時短方針」の目標（時間外50%、休日100%）の達成に向け運動を推進する。

(4) 街頭行動などでのアピール行動実施

6. 格差是正、底上げの進め方

(1) 中小企業の適正取引の確立と公契約運動による公正基本法の制定の取り組み

(2) 全従業員対象に処遇改善の取り組み

(3) 地域における格差是正の取り組み

(4) 男女間の賃金格差の是正

7. ワークルールの取り組み

(1) 労働関係法令の遵守の徹底

(2) 快適な職場づくり（労働災害・ハラスメントのリスク低減）

(3) 労働時間管理の徹底

(4) 管理監督者の取り扱いの適正化

(5) 65歳までの雇用確保

(6) 改正均等法の定着と両立支援の促進

(7) 裁判員休暇（特別有給休暇）制度に関する労働協約の締結

(8) 労働法制に関わる学習会の実施

8. 闘争日程

(1) 要求書の提出 原則2月末までに提出する。

(2) 集中回答日の設定し、有額回答を引き出す。

(3) 中小共闘、パート共闘、割増共闘でヤマ場の対応について明示

(4) 連合大阪「春季生活闘争決起集会と総行動」3月6日の開催と参加

(5) 連合大阪「中小解決促進集会」4月6日の開催と参加

<参 考> 2008年度消費者物価の見通しについて

○ 日銀は「経済・物価情勢の展望（11月4日）」において、「消費者物価指数（除く生鮮食品）の前年比は、エネルギーや食料品価格の落ち着きを反映して、年度平均で見ると、2008年度は1%台半ば」としている。

また、同時に公表された日銀政策委員の2008年度の消費者物価の大勢見通しは、1.5%～1.6%（中央値1.6%）となっている。

○ 経済企画協会による「ESPフォーキャスト調査（11月11日公表、回答期間は10月27日～11月4日）」によれば、2008年度消費者物価（生鮮食品を除く総合）の見通しの平均（35人・機関）は1.62%、2.0%～1.3%（中央値は1.65%）の幅となっている。